指定管理者の指定について(練馬区立光が丘児童館)

1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光 が丘児童館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

- (1) 団体の名称社会福祉法人 雲柱社
- (2) 所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
- (3) 代表者理事長 服部 榮

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)

4 選定の経過

平成24年4月26日 第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定 の期間の審議)

- 5月18日 平成24年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定 の期間の審議)
- 6月22日 平成24年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立児童館条例改正案議決)
- 7月12日 第2回指定管理者選定小委員会

(募集要項の審議)

8月1日 ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始

8月20日 募集説明会(参加団体数13)

8月28日~31日 応募書類受付(応募団体数6)

9月5日 経営診断委託

9月14日・19日・20日 第3回指定管理者選定小委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)

9月18日~10月4日 施設実地調査

10月11日 第4回指定管理者選定小委員会

(応募団体の評価、採点)

11月9日 平成24年度第2回指定管理者選定委員会

(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、区が考える現運営の維持を基礎とした児童館運営が期待でき、また、児童館運営経験に裏打ちされた事業提案が行われている等の理由により、社会福祉法人雲柱社が練馬区立光が丘児童館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加え て評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める委託料収入の割合が低いため、自主運営能力は高い。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した 事業活動が可能である。

期末現預金残高との対比、対売上比等からみて、借入金の返済能力は高い。さらに 資金的な問題もなく、経営の安全性も高く、全体的に安定した良好な経営をしている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、職員倫理規程および情報公開・開示規程が定められているほか、 苦情対応を含め、これらを法人のホームページ上で公開するなど、情報公開の姿勢に 前向きで、運営の透明性を意識した運営姿勢がうかがえる。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程、就業規則、セクシャル・ハラスメント防止宣言等各種規程等を整備して おり、それに基づく運用が行われている。理事会・役員会は定期的に開催されている。

労働関係法令については、当該法令の改正があるたびに、現場の管理者を対象に事務連絡の徹底や改正の内容などを説明し、具体的な指示を与えるなど、現場職員に対しても適正な労務管理を行っている。

(4) 運営実績

区内においては区立高松小学童クラブを、都内においては14の児童館、16の学童クラブを順調に運営するなど、多種多様な児童福祉施設を運営しており、この分野おいて十分な実績があるとともに、今後も安定した運営を行う能力を有している。

また、実地調査を行った墨田区立江東橋児童館においては、地元町会や地域の関係 団体と綿密な連携関係を持った児童館運営を行っており、当区においても同様の連携 が期待できる。

(5) 効率的運営・効率化への取組

児童館運営の経験豊富な職員が館長となる予定であり、かつ、職員に児童館経験者の採用が十分見込まれ、適切な人員配置に基づいた効率的な運営が期待できる。行事、プログラムの準備に関しては、過去に用いた資機材などの資源を再利用する無駄のない運営や日々の光熱水費の節約や用紙の効率的利用など、効率的な事業展開を進めるよう経営努力を行う具体的な提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

児童館事業運営の経験がある館長候補者を確保したうえで応募しており、高い受託 意欲がうかがえる。法人が20年余りにわたる児童館事業で培われたノウハウおよび法 人のバックアップ体制を積極的に活用し、現場での複雑な福祉ニーズへの対応を図る こととしており、練馬の子どもへの支援を行っていく、高い意欲がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

「ヒヤリ・ハット」の発見と対策のための点検表を作成し、定期的に点検するほか、 事故・怪我の対応マニュアル「児童館における安全対策ハンドブック」が整備されて おり、法人としての高い危機管理意識がある。

施設管理に関しては、すでに他区で受託運営している4階建ての児童館においても、1フロアに最低1人以上の職員を配置し、職員の注意が行き届く体制を確保し、適切

に運営するなど、安全で適切な施設管理が期待できる。

(8) 施設管理運営体制

公立児童館における運営の引き継ぎ経験が豊富であり、施設管理運営体制についてのノウハウを有している。現在の光が丘児童館の児童館運営を踏まえたサービス水準を維持、向上させるため、多くの児童館運営を行っている経験に裏打ちされた事業提案がある。館外活動については、現在、区立児童館では実施していない野外活動体験学習キャンプの提案があり、中高生対応の事業展開も期待できる。

(9) 利用者への対応(接遇を含む。)

当該法人は、利用者からの苦情対応への仕組みが整備・実践されており、第三者委員会による苦情対応会議を実施するなど、福祉サービスの向上に努めている。子ども家庭支援センターも多く受託している法人であり、要保護児童対応などにも理解があり、対応については児童館運営に生かすことが十分期待できる。

また、人権について研修を行い利用者等への配慮、様々の人権問題に対し正しい理解と認識を持ち行動する提案がある。

(10) 職員の育成

新しい知識と技能の習得を目指し、地域と利用者の福祉と厚生を第一に考え行動する職員養成を基本方針として掲げている。

児童福祉施設を多く有している事業者として、基礎研修、事業ブロック研修、施設 単位研修、外部研修など、きめ細かい研修体制を有しており、非常勤職員を含め全て の職員が公平に受けられる体制である。

(11) 団体の理念・姿勢

当該法人は創立者の精神を引き継ぎ、「一人一人の人格を尊重しその成長を支援するとともに、常に利用者の立場に立ってそのニーズに応え、サービスの向上に努める。 また地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組む」という事業者の理 念が明文化され、研修を通じて職員に対して周知・徹底させている。

また、利用者にも理念を明示し、法人の事業への姿勢を明らかにする取組を行っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の採用に当たり、区民を優先的に採用していく考えがある。

また、物品の購入等の際は、区内業者を優先していく考えを持っている。

- (13) 区内事業者である区内事業者でない。
- 6 問い合わせ先

教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課運営支援係

電話 03-5984-1078

FAX 03-5984-1220

指定管理者選定の審査結果(練馬区立光が丘児童館)

1 評価項目・評価基準(細目)

1 評価項目・評価基準(細目) 評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性	日二元	ाज का
(1) 利益を上げる力の有無		
※社会福祉法人などの場合は、補助金に頼らない自主的運営努力の有無		
(2) 事業効率の状況	5 点	4 点
(3) 資金力の有無	0 1/1/	1 ////
(4) 借入金の返済能力の有無		
(5) 経営の安全性		
2 団体運営の透明性・公正性		
(1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	4 点
(2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	0 1/1/	1 ////
3 団体運営における法令等の遵守状況		
(1) 法令等の遵守状況 (労働関係法令の遵守を含む。)		
(2) 理事会・役員会などの構成の適正性	5 点	4 点
(3) 理事会・役員会などの定期的開催		
4 運営実績		
(1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無		
(2) 既に運営している施設の状況	10 点	8 点
(3) 過去のトラブルへの対応状況		
5 効率的運営・効率化への取組		
(1) 人員配置の適正性		
(2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況		- 1
(3) 再委託の範囲の適正性	10 点	8 点
(4) 事業計画と収支計画の適正性		
(5) 経営努力に関する提案内容		
6 受託への熱意・意欲		
(1) 施設設置目的との整合性	5 点	4 点
(2) 具体的で独創的な提案の有無	- 7,	- ///
7 施設管理の安全性への配慮		
(1) 日常的な点検体制の有無・程度		
(2) 危機管理体制の有無・程度	5 点	4 点
(3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢		
8 施設管理運営体制		
(1) 現在のサービス水準の維持		
(2) 利用者ニーズに対応するための提案内容		
(3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	15 点	12 点
(4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解		
(5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力		
(6) 併設施設との連携		
9 利用者への対応(接遇を含む。)		
(1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無		
(2) 利用者への公平公正な対応	10 点	8 点
(3) 利用者等の人権に対する姿勢		
(4) 職員の接遇に関する取組		
10 職員の育成	- F	4 ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ
(1) 職員に対する研修体制	5 点	4 点
11 団体の理念・姿勢		
(1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容	5 点	4 点
(2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知		
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用		
(1) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。)	15 点	9 点
(2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達		
13 区内事業者である		O .H
(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5 点	0 点
合 計	100 点	73 点
П П	100 点	19 凉